

るびあり わかりやすい版

「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例」(案) について

1 条例をつくることにした理由

令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から、事業者は「合理的配慮」をしなければならないとされるなど、障がいを理由とする差別をなくすための取組が進められています。

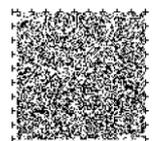
これまで戸田市でも、障がいや障がいのある人についての正しい知識を広めていくことや、相談できる場所をつくるなどの取組を進めてきましたが、社会的障壁(この後2-(1)で意味の説明をします。)や、障がいを理由とする差別をなくしていくために、さらに取り組んでいく必要があります。

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人とない人が同じように、全ての人々がそれぞれの価値を認め合い、一緒に安心して暮らせるまちづくりをするためには、一人一人が正しい知識をもって、お互いに理解し認め合うことが重要です。戸田市では、障がいを理由とする差別のない共生社会をつくっていくために、この条例をつくることとします。

2 条例案について

(1) 目指すこと

この条例により、基本的な考え方を定め、市、市民等、事業者の役割を明らかにすることで、共生社会(障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も同じように、誰もがお互いの人格と個性を大切にしながら、一緒に



安心して暮らすことのできる社会をいいます。このあと「共生社会」という場合には、この意味で使います。) をつくっていくことを目指します。

(2) 条例の中で使ういくつかの言葉について、その意味の説明をします。

ア 市民等 障がいのあるなしに関わらず、市内に住んでいる人、市内で仕事をしたり、学校や幼稚園等に通っている人全てをさします。

イ 障がいのある人

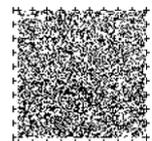
心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、普段の生活の中でたくさんの制限を受けている人全てをさします。

ウ 社会的障壁 障がいのある人にとって普段の生活を送る上でバリアとなるような社会の中のもの、決まり事や昔から続いてきていること、考え、その他全てのもののことをいいます。

エ 合理的配慮 障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何か対応してほしいと伝えられた時に、障がいの種類や程度に沿って、どのような支援が望ましいかを会話を通して共に考え、対応していくことです。なお、この対応は、負担が大きすぎることなく、できる限りの範囲で対応することとされています。

オ 事業者

市内で事業を行っている人や団体、又はサークル活動やボランティア活動などを行う団体等。



(3) この条例の基本的な考え方（基本理念といたします。）

障がいのある人もない人も全ての人がお互いのことを大切にし、お互いのことをお互いに理解しながら、分け隔てなく、その尊厳や人格や個性が重んじられ、一人一人が安心して暮らせる障がいによる差別のない共生社会をつくっていくものとします。

(4) 市、市民等、事業者の役割

ア 市の役割

市は、障がいや障がいのある人、そして共生社会について、一人一人の理解が進むよう取り組みながら、障がいによる差別のない共生社会をつくるための取組を行うものとします。

イ 市民等の役割

市民等は、障がいのある人もない人も全ての人が、安心して暮らしていくために、障がいや障がいのある人についての理解や、共生社会をつくるために必要となる理解を深めるよう努め、市が行う取組等に協力するものとします。

ウ 事業者の役割

事業者は、障がいや障がいのある人についての理解や、共生社会をつくるために必要となる理解を深めるよう努めるとともに、市の行う取組に協力し、障がいのある人に対し、合理的配慮を行うものとします。



(5) 市の取り組み

市は、広報や、ポスター、パンフレット、イベントなどで、障がいや障がいの
ある人、共生社会について一人一人の理解が進むような活動を行うこと、
共生社会をつくるための取組を行うこと、関係する人たちと連絡を取り合い
ながら協力して取組を進めることなどを定めます。

(6) その他

この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に決めることとします。

(7) 施行期日

令和6年4月1日

